

平成 31 年 2 月 14 日学校評価委員会より

平成 30 年度最終評価結果について

1 平成 30 年度学校評価最終アンケート結果の分析について

(1) 今年度の努力目標の達成状況

努力目標	評 価
主体的な学習態度の育成	B
個に応じた進路指導の推進	A
健全な心身と行動力の育成	B
地域と共に歩む開かれた学校づくり	A

【評価基準】

- A 教職員・生徒・保護者がおおむね良好と回答したもの
- B 生徒・保護者が良好と考え、教職員の 10%程度がやや改善を要すると回答したもの
- C 三者とも 10%以上が、改善が必要と回答したもの
- D 当初の目標を大きく下回ったもの

(2) アンケートの分析

○主体的な学習態度の育成

- ・質問 No.2 については 3 者とも課題を感じている状況が見てとれ、C 評価とする。
→教務主体か学年の後方支援か、いずれにしても、進路と大きく関わることから、進路指導部と連携を強くして対応すべき。
→基礎学力のレベルの変化は授業体制・レベルに関わるため、早急な対応が必要。

○個に応じた進路指導の推進

- ・質問 No.3～No.6 について、全般的に高い満足度であると考えられることから、A 評価とする。
→面談の機会を望む声が多数あり。

○健全な心身と行動力の育成

- ・質問 No.9 について、3 者ともほぼ同ポイントで課題を感じており、C 評価となった。
→前年よりも力を入れて取り組んだが、全体に対しての講話にとどまらず、情報モラルや人権教育などについて外部講師を活用するなど、生徒・保護者に分かりやすい取り組みが必要。また教員向けの研修も充実を図る必要がある。
- ・質問 No.12 について、生徒や保護者に信頼されるよう、個々の教員が丁寧な対応に努める。
- ・他の質問項目の満足度は高いことから、B 評価とする。

○地域と共に歩む開かれた学校づくり

- ・70 周年もあつてか、おおむね良好と判断される数字が出た。
→湧雲の定期発行、学校 web サイトの更新頻度増。生徒経由の情報が保護者に伝わっていない可能性あり。保護者や地域へきちんと伝えるための努力を継続する。

2 平成30年度での改善点等について（平成30年2月学校評価委員会より）

（1）生徒の学習習慣の確立と基礎学力の向上について

- ・30年度入学生からの教育課程の改訂を実施できた。継続して検討・改善をしていく。
→継続。
- ・基礎学習課題の在り方については、各学年で工夫が始まっている。学年と教科の連携等、引き続き検討していく必要がある。
→継続。現1年生について、新入試制度への取り組みが不安定。先行き不透明な部分があり下手に動けないが、状況を確認しながら、活動履歴の蓄積、書く力の強化など、新入試制度へ対応していく。
- ・生徒の学力向上については、互見授業等、指導力向上やALへの取り組みが始まっている。
→継続。先進校視察等をふまえ、教員向けに研修の機会を設ける。総合的な探求の時間への対応を進める。

（2）生徒指導関連

- ・生徒の問題行動等について、情報が該当学年と管理職以外には見えにくく、情報共有には課題が残る。
→30年度については早めの情報共有に努めた。今年度はSCの介入が増えたことにより、事態が好転するケースが多かった。今後もSCとの連携強化を継続する。
- ・いじめについて、予防の観点から、全体としての指導、いじめに関しての定期的なアンケート調査を行う。
→継続。生徒・保護者に分かりやすい取り組みと、情報モラル教育、教員向けの研修の充実を図る。

（3）進路指導関連

- ・国公立大学や私立大学の一般入試に向けた指導と推薦入試・AOに向けた指導の両立と、面接・小論文指導の在り方についてb e t t e rを求めて継続していく。
- ・「スペシャリスト育成ミッション支援事業」を学校全体で引き続き推進していく。
→継続。また、アンケートの結果をふまえ、保護者面談の機会を増やす努力をする。

（4）特別な支援を要する生徒に対応する組織を確立し、特別支援コーディネーターを中心として支援計画を作成し、定期的な情報交換の場を設け、生徒が支援の結果どう変容したかというような生徒の情報を共有する。

→継続。31年度はより強固な体制を確立していく。

3 「学校評価に係る会議」（2月8日）より、次年度検討すべき内容について

（1）学習習慣の改善に向けた具体的な取り組みを進める。

→特に大学進学希望者に対しては、具体的な教材を提示して期限を切って取り組ませるなど、生徒一人一人について戦略的な指導をしていく必要がある。

（2）いじめ防止と情報モラル教育の充実を図る。

→ただし、保健室での相談のあり方については、保健室への過度な依存傾向を示す生徒も一部に見られることから、相談のルールを含めて点検が必要。

（3）要配慮生徒への支援体制を整備する。

（4）三者面談の機会を確保する。